

大分県報

令和元年
第一二二号
六月十四日

（金曜日）

目次

規則

職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例施行規則の一部改正……………一
大分県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正……………一

告示

指定予定保安林（三件）……………一
道路区域の変更……………二
大分県が管理する港湾施設の概要の一部改正……………三

公告

令和元年度クリーニング師試験の実施……………三
競争入札参加者の資格に関する公示……………四
一般競争入札の実施……………五

規則

職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二号

職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三の電気・電子システム系の項中「デジタル電子回路」を「デジタル電子回路」

令和元年六月十四日

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三号

大分県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

大分県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十六年大分県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号中「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法施行令」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令」に改め、同条中第五項を第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項第一号に規定する資金であって、森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第三十七条第四項に規定する林業経営者が貸付けを受けるものについての同号の規定の適用については、同号中「十二年」とあるのは、「十五年」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

大分県告示第六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和元年六月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

保安林予定森林の所在場所

中津市山国町長尾野字大迫六九四番、六九六番一、六九七番、六九八番、六九九番一、七〇〇番一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

大分県報（規則・告示）

三 土砂の流出の防備
指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は択伐による。
字大迫六九四・六九七（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。
令和元年六月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市字三九郎谷九六六八番、九六六九番一、九六六九番二、九六七〇番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は択伐による。
字三九郎谷九六六八（次の図に示す部分に限る。）
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。
令和元年六月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

臼杵市大字中尾字大坪八三三番三、八三三番四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに臼杵市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第七十号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年六月十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和元年六月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類

区域変更

及び路線名	区 間	前後別	敷地の幅員	延 長
一般国道二 一三三号	豊後高田市新地字姪ノ川一〇九七番 一四地先から	前	一二・五 メートル 九・七	一三〇・五 メートル
	豊後高田市新地字大新地一五五八番 六地先まで	前	一二・五 メートル 九・七	一三〇・五 メートル
	豊後高田市新地字姪ノ川一〇九七番 一四から	後	一五・三 一三・一	一三六・二
	豊後高田市新地字大新地一五五八番 六まで	後	一五・三 一三・一	一三六・二
県道小河内 香々地線	豊後高田市夷字狩場谷四八一〇番地 先から	前	一七・九 八・三	二六・五
	豊後高田市夷字狩場谷四七九八番三 地先まで	後	二四・三 二二・六	二六・五
	豊後高田市夷字狩場谷四七九八番三 地先から	前	六・五 六・〇	六五・五
	豊後高田市夷字小藤一七一九番一 地先まで	後	一二・二 八・〇	六五・五
	豊後高田市夷字三助一二六八番四地 先から	前	一六・一 四・七	一〇一・八
	豊後高田市夷字行知払一二三七番五 地先まで	前	一六・一 四・七	一〇一・八
	豊後高田市夷字三助一二六八番四か ら	後	一六・三 六・三	一〇一・八
	豊後高田市夷字行知払一二三七番五 まで	後	一六・三 六・三	一〇一・八

大分県告示第七十一号
大分県が管理する港湾施設の概要（昭和四十三年大分県告示第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、大分県土木建築部港湾課及び別府土木事務所に備え置いて一般の供覧に供する。
令和元年六月十四日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

二 別府港の(二) 概要の表中

C-五-二	浮さん橋	四七・〇〇メー トル	水深三・〇メー トル	
-------	------	---------------	---------------	--

C-五-二				
-------	--	--	--	--

この告示は、公示の日から施行する。
附 則

○ 公 告

令和元年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。
令和元年六月十四日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 試験の日時及び場所

1 日時

令和元年十月三日（木）午後零時五十分から午後三時五十分まで

2 場所

大分市府内町三丁目十番一号
大分県庁舎別館八階 八十四会議室

二 試験の内容

1 学科試験

- (一) 衛生法規に関する知識 二十問
 - (二) 公衆衛生に関する知識 二十問
 - (三) 洗濯物の処理に関する知識 二十問
- 2 実技試験

令和元年六月十四日

大分県報（告示・公告）

三 受験資格

洗濯物の処理に関する技能 二十問

1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条の規定に該当する者

2 クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第五十四号）附則第五項の規定に該当する者

四 受験願書の提出先

県内に住所又は就業地を有する者 大分市内にあつては、大分県生活環境部食品・生活

衛生課（大分市大手町三丁目一番一号 郵便番号八七〇一八五〇一）に提出すること。

大分市外にあつては、住所地又は就業地を管轄する保健所に提出すること。

県外に住所及び就業地を有する者 大分県生活環境部食品・生活衛生課（大分市大手町

三丁目一番一号 郵便番号八七〇一八五〇一）に提出すること。

五 受験願書等の受付期間及び受付時間

1 受付期間

令和元年七月二十九日（月）から八月十六日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。

なお、郵送の場合は、「クリーニング師試験願書在中」と朱書きの上、郵便為替又は現金書留郵便で送付すること（令和元年八月十六日（金）までの消印があるもの）に限り受け付ける。また、ファックス又は電子メールによる受験願書の提出は受け付けな

2 受付時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 提出書類

1 受験願書（クリーニング業法施行細則（昭和四十年大分県規則第十号）第九号様式）

2 履歴書

3 写真一枚（出願前六箇月以内に撮影した上半身・正面・無帽、サイズ縦五センチメートル・横四センチメートルで、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

4 最終学歴を証する卒業証書の写し又は卒業証明書。ただし、クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和三十年厚生省令第二十一号）附則第二項第六号の規定により地方厚生局長又は地方厚生支局長の認定を受けた者については、当該認定書の写し

七 受験手数料

七千円（受験願書提出の際に納入すること。）

八 受験願書等提出上の注意事項

1 卒業証書又は認定書の写しを提出する場合は、受験願書の提出先において原本を提示し、原本と相違ない旨の記載及び押印を受けること。

2 提出書類と現在の姓が異なる場合は、戸籍抄本を提出すること。

3 受験願書に記載する住所は、「〇〇方」、「〇〇クリーニング所」等、郵便が確実に届くよう明記すること。

九 試験通知書

試験日前までに、受験資格があると認められた者に対して、受験番号を記入した試験通知書を、大分県生活環境部食品・生活衛生課から送付するので、試験当日必ず持参すること。

十 その他

1 試験について不明な点がある場合は、最寄りの保健所（大分市保健所を除く。）又は大分県生活環境部食品・生活衛生課に問い合わせること。

2 受験願書を郵便で請求する場合は、郵便番号及び宛先を明記し、八十二円切手を貼った返信用封筒を同封すること。

3 電子メールでの問合せは、at3910@pref.orai.g.jpに行ってください。

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和元年六月十四日

大分県立病院長 井 上 敏 郎

一 調達をする物品等の種類

採血・採尿業務支援システム一式（本体及び周辺機器の搬入・設置、現有機器の撤去並びに保守委託を含む。）

二 競争入札の参加者の資格

1 競争入札に参加することができない場合
(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合
(二) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合
(三) 県税を滞納している場合

(四) 営業年数が一年未満の場合

(五) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。以下同じ。）である場合

(六) 暴力団関係企業等（暴力団又は暴力団員が経営を支配し、又は利用していると認められる企業又は団体をいう。以下同じ。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

ア 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

イ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）

ウ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

病院所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を大分県立病院長に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県立病院事務局会計管理課物品管理班

〒八七〇―八五一― 大分市大字豊饒四百七十六番地

電話 ○九七―五四六―七三〇二

3 申請の時期

令和元年六月十四日から同年七月二十三日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関

する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）とする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間

資格を取得した日から令和元年九月三十日までとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

三の2の場所において交付する。

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他大分県立病院長が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があつた後三年間の範囲内で大分県立病院長が定める期間競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
(二) 二の1の入札に参加することができない場合の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 競争入札参加資格申請書又は添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

(四) 競争入札参加資格を有する者が、贈賄等により逮捕され、若しくは起訴され、又は暴力団関係者若しくは暴力団関係企業等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判明した場合

2 1により入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

次のおり一般競争入札に付するので公告する。

令和元年6月14日

大分県立病院長 井 上 敏 郎

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類及び予定数量

採血・採尿業務支援システム一式（本体及び周辺機器の搬入・設置、現有機器の撤去並びに保守委託を含む。）

(2) 納入期限

令和元年9月30日（月）

<p>(3) 納入場所 大分県立病院</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>(1) 競争入札参加資格 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者であること。</p> <p>(2) 申請の方法 上記(1)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して提出すること。</p> <p>(3) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び問合せ先 大分県立病院事務局会計管理課物品管理班 〒870-8511 大分市大字豊饒476番地 電話 097-546-7302</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 令和元年6月14日（金）から同年7月23日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。 なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書の提出先 上記2の(3)に同じ</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県立病院事務局会計管理課物品管理班 〒870-8511 大分市大字豊饒476番地 電話 097-546-7302</p> <p>(2) 日時 令和元年6月14日（金）から同年7月23日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>5 入札説明書の交付場所及び日時 上記4に同じ</p>	<p>6 競争入札参加条件</p> <p>(1) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者であること。</p> <p>(2) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。 なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となつてい事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県立病院事務局会計管理課物品管理班</p> <p>(2) 提出期限 令和元年7月24日（水）午前9時30分 ただし、郵送の場合は、同月23日（火）午後5時までに必着のこと。</p> <p>9 開札の場所、日時等</p> <p>(1) 開札場所 大分県立病院3階 地域医療室</p> <p>(2) 日 時 令和元年7月24日（水）午前9時30分</p> <p>(3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、1回を限度とし、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p>
--	---

<p>10 入札保証金に関する事項 見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>11 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。 (1) 保険会社との間に大分県立病院長を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであるについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>12 入札の無効 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。 (1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。 (5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。</p> <p>13 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札書を提出した者で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 契約に関する事務を担当する部局の名称 上記2の(3)に記載する部局とする。</p> <p>15 その他 この調達には、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p>	<p>16 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased Blood collecting urine test supporting system Quantity : 1 set</p> <p>(2) Delivery Deadline September 30, 2019</p> <p>(3) Delivery Place Oita Prefectural Hospital</p> <p>(4) Time limit for tender 9:30am, July 24, 2019</p> <p>(5) Contact office for contract Supplies and Property Management Section Accounting Management Division Oita Prefectural Hospital 476 Bunyou Oita City 870-8511 TEL 097-546-7302</p>
---	--